

2016年春闘特集Ⅱ 2

年収ベースの賃金引上げを積極的にはかる

特集：実務解説！改正派遣法をめぐる Q&A（後編） 20

無期雇用の派遣労働者等は抵触日が適用除外に

データファイル ◆昇給・ベースアップ実施状況調査 32
賃金引上げ額は 7308 円で 17 年ぶりの 7000 円超
経団連調べ

好評連載 ◆「多様な働き方」時代の賃金設計 [8] 35
月例賃金の組み立て方
株式会社プライムコンサルタント 田中博志

◆人手不足時代の採用活動のあり方 [4] 44
若者雇用促進法施行に伴う企業の対応
社会保険労務士 田代英治

◆これで安心！ストレスチェックの実施実務 [3] 50
ストレスチェック実施前に決めること①質問票選定①
医師・労働衛生コンサルタント さくらざわ博文

◆職場トラブル解決のヒント！ [21] 56
経歴詐称を理由の解雇が認められる場合とは？
弁護士 岸田鑑彦

◆全国ハローワーク探訪 [629] 60
地域に喜ばれ、役に立つハローワークを目指して
長崎・佐世保公共職業安定所 川崎幸一

ニュース 本意非正規雇用労働者を 10%以下に（厚生労働省が「正社員転換・待遇改善実現プラン」を公表）／製造業の所定内平均賃金は 38 万 607 円（経団連が「定期賃金調査結果（2015 年 6 月度）」を公表）／過去最高の 90 万 7896 人が就労（外国人雇用状況の届出状況（昨年 10 月末現在））／意見聴取は抵触日の 1 カ月前までに（改正労働者派遣法 Q&A が公表）／福利厚生費は 10 万 8389 円で過去最高（経団連「第 59 回福利厚生費調査結果報告」）／今月の資料室 28

労務相談室 1 年単位の変形労働時間／途中退職者の労働時間短い場合は清算可能か 58

編集後記 64

※「LaborRadar」は休載します。